

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 医仁福社会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人医仁福社会（以下、「法人」という。）定款第 9 条及び第 2 3 条の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下、「役員等」という。）の報酬等並びに費用弁償に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(報 酬)

第 2 条 役員等の報酬は、社会福祉法人医仁福社会定款第 9 条及び第 2 3 条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償)

第 3 条 法人は、役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議等に出席したときは、費用弁償として別表のとおり支給する。ただし、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(旅 費)

第 4 条 役員等が法人の業務のため旅行するときは、別に定める旅費規程により支給する。

(適用除外)

第 5 条 職員等が役員等を兼ねる場合には、第 2 条及び第 3 条の規定は適用しない。

(公 表)

第 6 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別 表

区 分	費 用 弁 償 の 額
理事会への出席	1回当たり5,000円・交通費実費を支給
評議員会への出席	1回当たり5,000円・交通費実費を支給
監事の定例監査	1回当たり10,000円・交通費実費を支給
評議員選任・解任 委員会への出席	1回当たり3,000円・交通費実費を支給